

令和2年 4月30日

保護者の皆様

吉 島 幼 稚 園
園 長 福田 泰之

臨時休業期間中の「保護者の仕事の調整がつかず、休むことができない家庭のお子様」の
幼稚園での特例的な受入れ（預かり保育）について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業については、大変ご心配をおかけしているところです。
この度の臨時休業期間中は、できるだけ人との接触を避け、感染防止を図ることが重要であることから、
自宅待機を原則とさせていただきますが、保護者の皆様が仕事の都合を調整される間等、下記
のようにお子様を幼稚園へ受け入れることを引き続き可能とします。

保護者の皆様には、趣旨を理解していただき、御協力の程、よろしくお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和2年5月7日（木）～5月31日（日）
（平日8：00～17：00まで）
- 2 対象者 やむを得ない理由により、保護者の仕事の調整がつかず、休むことができない家庭の
お子様
- 4 申込み方法
ご提出いただきました「5月のキリン組申込み書（4月30日（木）締め切り）」に
て出欠を確認させていただきますが、休業延長に伴い、変更のある方はお手数をおか
けしますが、園までご連絡ください。（吉島幼稚園 244-2225）
- 5 その他
 - ・給食弁当の提供は中止しますので、必ずお弁当を持たせてください。
 - ・保育時間は、時間短縮を行い8：00～17：00までとします。
（15：00以降のお預かりは、預かり保育利用料をいただきます。）
 - ・臨時休業期間中の土曜日預かり保育については、休止します。
 - ・健康観察カードは、毎日提出してください。
 - ・登園前にお子様の体調確認及び検温を必ず行っていただき、37.5℃以上の発熱が
ある場合や感染が疑われる症状がある場合（咳・下痢等を含む）は、登園の自粛をお
願いたします。同様に、保育中に症状が出た場合も、必ずお子さまを迎えに来てい
ただきます。
 - ・発熱などが認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が
改善傾向になるまで、同様に登園の自粛をお願いいたします。